

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
小型湯沸し器移設	茨城地本－Z 2 2 1 2 2 3	
	作 成	令和４年１２月２３日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊茨城地方協力本部における小型湯沸し器（以下、本機器という。）の移設について規定する。

1.2 一般的事項

本業務実施に当たっては、この仕様書によるほか、監督官等の指示に基づき実施すること。

なお、本仕様書に記載及び監督官等の指示がなくとも技術的に成すべきことは積極的に実施すること。

2 履行場所

現庁舎：自衛隊茨城地方協力本部庁舎（茨城県水戸市三の丸３丁目１１－９）

新庁舎：水戸地方合同庁舎３階（茨城県水戸市北見町１－１１）

3 履行期間

令和５年２月１３日（月）から令和５年２月２０日（月）の間とする。

4 本機器の移設作業に関する要求

4.1 全般要求

小型湯沸し器の移設及び据付

4.2 移設機器

移設機器は、表１のとおりとする。

表１ 移設機器

項番	機器名称
1	湯沸し器 NORITZ GQ-530MW (TG)

4.3 移設作業内容

- 移設に際し必要な資材の全ては契約の相手方が準備するものとする。
- 移設先における物品の据付場所については、官側の指示によるものとする。
- 輸送の都合により分解した物品は、原状回復するものとする。
- 配管・移設作業に使用する材料及び部材は原則として契約の相手方で用意する。
ただし、官給を必要とする場合は、契約担当官と調整する。
- 契約の相手方は、移設後の本機器の動作確認を官側立会の下実施する。

4.4 移設作業終了後の発生材の回収及び現場の清掃

契約の相手方は、本機器の据付作業終了後、直ちに梱包資材類及び養生資材等の発生材の回収、撤去並びに現場の清掃を行うこと。

また、発生材の処理については契約の相手方が実施し、関係法令等に従い適正に処理するものとする。

5 その他の指示

5.1 事故防止と補償

本業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すこと。

万一、業務履行中に第三者、作業員若しくは官側等の人身事故等又は建物、付帯設備若しくは移転対象物品への損傷があった場合は、契約の相手方の責任において、その損害を賠償等しなければならない。

ただし、天災地変等受注者の責に帰さない場合は、この限りではない。

5.2 情報セキュリティの確保

契約の相手方は、本業務の履行に当たり、次の事項及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

- a) 本業務の履行に際し知り得た個人情報等（個人情報及びその他の情報をいう。以下同じ。）の一切を他に漏らしてはならない。本業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- b) 本業務の履行に際し知り得た個人情報等の一切を官側の指示する目的以外に使用してはならない。
- c) 官側は、請負者に守秘義務違反があった場合、法令及び本契約に定める措置（告発、損害賠償等）をとることができるものとする。

6 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、監督官等を通じて要求元と協議する。